

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第36号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年静岡県規則第63号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設立の認証の申請等の公表)</p> <p>第3条 条例第2条第5項の規定による公表は、インターネットを利用する方法により行う。ただし、インターネットを利用する方法に代えて、県公報に登載する方法により行うことができる。</p> <p>(設立の認証の申請に係る定款等の縦覧)</p> <p>第4条 条例第2条第5項の縦覧は、くらし・環境部県民生活局県民生活課（以下「県民生活課」という。）において行う。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(補正の申立書の様式等)</p> <p>第4条の2 条例第2条第7項の申立書の様式は、様式第1号の2によるものとする。</p> <p>(事業報告書等提出書の様式等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p><u>2 条例第4条第2項の規定による書類の提出は、様式第7号による提出書によるものとし、書類の提出部数は、1部とする。</u></p> <p>(役員報酬規程等の提出書の様式等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 条例第12条第3項（条例第14条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、様式第23号による提出書によるものとする。</u></p> <p>(検査をする職員の身分証明書の様式)</p> <p>第26条 (略)</p>	<p>(設立の認証の申請等の公表)</p> <p>第3条 条例第2条第6項の規定による公表は、インターネットを利用する方法により行う。ただし、インターネットを利用する方法に代えて、県公報に登載する方法により行うことができる。</p> <p>(設立の認証の申請に係る定款等の縦覧)</p> <p>第4条 条例第2条第6項の縦覧は、くらし・環境部県民生活局県民生活課（以下「県民生活課」という。）において行う。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(補正の申立書の様式等)</p> <p>第4条の2 条例第2条第8項の申立書の様式は、様式第1号の2によるものとする。</p> <p>(事業報告書等提出書の様式等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(役員報酬規程等の提出書の様式等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(検査をする職員の身分証明書の様式)</p> <p>第26条 (略)</p> <p><u>(情報通信の技術を利用する方法により手続</u></p>

を行うために必要な事項)

第26条の2 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の条例で定める電子情報処理組織は、知事等（知事等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年静岡県規則第11号。以下「情報通信技術利用規則」という。）第2条第2項第1号に規定する知事等をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と申請等（情報通信技術活用法第3条第8号に規定する申請等をいう。以下同じ。）をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

2 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第6項の条例で定める場合は、申請等に係る書面等（情報通信技術活用法第3条第5号に規定する書面等をいう。以下同じ。）のうちにその原本を確認する必要のあるものがあると当該申請等が行われるべき知事等が認める場合とする。

3 前項の場合において、申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分の提出は、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から1週間以内にしなければならない。

4 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第7条第1項の条例で定める電子情報処理組織は、知事等の使用に係る電子計算機と処分通知等（情報通信技術活用法第3条第9号に規定する処分通知等をいう。以下同じ。）を受ける者の使用に係る電子

計算機とを電気通信回線で接続した電子情報
処理組織とする。

5 法第74条の規定により読み替えて適用する
情報通信技術活用法第7条第1項ただし書の
条例で定める方式は、次の各号に掲げるい
ずれかの方式とする。

(1) 前項の電子情報処理組織を使用して行う
識別番号及び暗証番号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により
処分通知等を受けることを希望する旨の知
事等の定めるところにより行う届出

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事等が定
める方式

6 法第74条の規定により読み替えて適用する
情報通信技術活用法第7条第5項の条例で定
める場合は、処分通知等に係る書面等のうち
にその原本を交付する必要があるものがある
と知事等が認める場合とする。

7 前各項に定めるもののほか、条例第15条の
2に規定する規則で定める事項については、
情報通信技術利用規則の規定の例による。

(電磁的記録による備置きの方法)

第27条 (略)

様式第7号 削除

(電磁的記録による備置きの方法)

第27条 (略)

様式第7号 (第9条関係) (用紙 日本産業規
格A4縦型)

公 開 書 類 提 出 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

名 _____ 称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

メ ー ル ア ド レ ス

次に掲げる閲覧又は謄写に係る書類について、特定非営
利活動促進法施行条例第4条第2項の規定により、提出し
ます。

設立又は合併の 認証を受けた場合	1 定款
	2 役員名簿
	3 設立当初又は合併当初の事業 年度及び翌事業年度の事業計画 書
	4 設立当初又は合併当初の事業 年度及び翌事業年度の活動予算 書
	5 認証に関する書類の写し
	6 設立又は合併の登記をしたこ とを証する登記事項証明書の写 し
	7 法人設立時又は合併登記時の 財産目録
定款の変更の 認証を受けた場合	1 変更後の定款 2 認証に関する書類の写し
定款の変更に係る 登記をした場合	定款の変更に係る登記をしたこと を証する登記事項証明書の写し

様式第22号 削除

様式第22号及び様式第23号 削除

様式第23号（第23条関係）（用紙 日本産業規
格A4縦型）

公開用認定申請書添付書類提出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

メー ル ア ド レ ス

次に掲げる閲覧又は謄写に係る書類について、特定非営
利活動促進法施行条例第12条第3項（同条例第14条におい
て準用する場合を含む。）の規定により、提出します。

1	特定非営利活動促進法第45条第1項各号に掲げる基 準に適合する旨を説明する書類（同法第44条第2項 第1号に規定する寄附者名簿を除く。）
---	--

2	特定非営利活動促進法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類	
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
様式第27号 (略)		様式第27号 (略)
(表)		(表)
(略) 身分証明書 (略) 上記の者は、特定非営利活動促進法第64条第1項の規定により検査を行う者であることを証明する。 (略)		(略) 身分証明書 (略) 上記の者は、特定非営利活動促進法第64条第1項又は第2項の規定により検査を行う者であることを証明する。 (略)
(裏) (略)		(裏) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年12月1日から施行する。ただし、様式第27号の改正及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(地方自治法等の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正)

2 地方自治法等の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則(令和4年静岡県規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
次に掲げる法律、条例及び規則(以下これらを「法令」という。)の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 (1)～(22) (略) (23) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第41条第1項及び第64条第1項 (24)～(36) (略)	次に掲げる法律、条例及び規則(以下これらを「法令」という。)の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 (1)～(22) (略) (23) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第41条第1項並びに第64条第1項及び第2項 (24)～(36) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。